

## 【抗議声明】

# 冤罪救済を阻止する法制審議会の再審法改正「答申」に抗議する

2026年2月13日

日本国民救援会

会長 伊賀カズミ

昨日、法制審議会総会は、刑事法（再審関係）部会が賛成多数でとりまとめた「要綱（骨子）案」を採択し、法務大臣に答申した。しかし、「答申」は再審請求を困難にし、冤罪救済の道を閉ざす内容であると断じざるを得ない。死刑囚・袴田巖さんの再審無罪によって明らかになったのは、日本の再審制度が抱える大きな欠陥だったはずだった。警察と検察の証拠隠し、再審開始決定に対する検察官の不服申立て、審理手続きが保障されていないなど、これまで再審を拒んできた大きな問題点を、袴田さんは58年間の人生をかけて明らかにしたからである。これでは、第二、第三の袴田巖さんを生むことになる。法制審議会の判断を絶対に容認することはできない。再審請求人の権利を削る一方、検察の権限を温存・強化する「答申」に、国民救援会は断固抗議する。

本「答申」には、特に看過できない4つの問題がある。

第一に、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが禁止されていない点である。

再審制度の見直し機運が高まったのは、袴田さんの無罪確定までに多大な時間を要したことにあつた。その原因が再審開始決定に対する不服申し立てによる救済の妨害にあることは、広く指摘されていた。それ故に、昨年3月、法務大臣の法制審への諮問には、「検察による不服申し立ての是非」の検討も含まれていた。にもかかわらず、「答申」ではこの論点が丸ごと削除されている。諮問にも答えず、現状維持を当然視するもので、諮問制度を愚弄し、民主的手続きを蔑ろにする傲慢・不遜な態度と言うほかない。

第二に、再審請求における「スクリーニング（選別）」制度の導入である。

「答申」では、一定の要件に達しない再審請求を門前払いする制度を導入する。それは、証拠も精査されないまま請求を却下することを可能とする。財田川事件では、死刑囚・谷口氏が「無実だ」と訴える手紙を読みとった裁判官の疑念が、この手紙を再審請求書として取扱い、再審無罪へと導いた。こうした死刑事件での歴史的事実を鑑みても、「選別」「切り捨て」という発想には怒りとともに深い恐怖を禁じ得ない。

第三に、証拠開示の範囲を著しく制限する点である。

「答申」では、証拠開示の範囲を、新証拠に直接関連すると裁判所が認めた証拠に限定する。これは、裁判官の裁量で幅広く証拠開示が可能である現行の運用からの明確な後退である。たとえば、福井女子中学生殺人事件で無罪の決定打となった、「目撃証人」の供述が誤りであったことを記した「捜査報告書」なども、再審請求時の新証拠には関連する証拠が含まれておらず、再審審理の過程で、検察の証拠隠しが暴かれ、存在が露わとなって開示されたものであった。それが今後は開示対象とならず、開示請求も顧みられなくなって、形式論で却下されるおそれがある。被害者の死因を自白どおりの扼殺としていた布川事件において、再審審理の過程で絞殺としていた死体検案書の存在の発見と開示も同様である。この制限規定は、検察の証拠隠しを温存するものにほかならない。

第四に、開示された証拠の「目的外使用」を罰則付きで禁止する点である。

再審請求人が違反した場合、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される。再審請求審は非公開であり、開示された証拠に基づいて報道等で周知されて確定判決の事実認定の問題点が明らかにされるが、禁止規定によって報道・周知もできないのでは、「裁判の公開原則」に反し、再審の審理は完全なブラックボックスになってしまう。袴田事件の「5点の衣類」のカラー写真も支援運動で活用できなくなる。新聞協会が「国民の知る権利にこたえられない」として目的外使用禁止に反対する見解を表明したのは当然である。

「答申」のもとになった再審部会の議論については広範な批判の声が上がってきた。元裁判官63人が名を連ねた「(現状からの)改悪以外の何物でもない」とする共同声明をはじめ、刑事法学者135人による批判声明、再審法研究者4人による専門的知見に基づく意見書などが相次いで公表された。冤罪被害者とその家族も「冤罪を救済できるのは、議員立法しかない」と共同声明を発表し、新聞各紙も社説で「冤罪救済に資さぬ再審見直し」(日経)、「冤罪救済の視点足りない」(毎日)、「冤罪救済が遠のく」(東京)と厳しく指摘している。

再審法改正の原点は、布川事件をはじめとする数々の再審無罪判決、そして死刑再審無罪となった袴田事件に共通する根底にあった、冤罪犠牲者の肺腑をえぐるような長年に及ぶ深甚な苦悩にある。袴田巖さんは、無実の証拠の不開示、再審開始決定への検察官抗告という二つの壁に阻まれ、第一次再審請求から無罪確定まで43年もの歳月を死刑囚として過ごさざるを得なかった。その精神は深く傷つき、今なお癒されていない。

この痛ましい現実への反省こそが、再審法改正の出発点であり、立法事実だった。すなわち、証拠開示と検察官抗告の禁止が法改正には不可欠だが、「答申」はその原点に反し、袴田さんをはじめ、過去から現在にかけて累々と連なる冤罪被害者を「二度と救えない制度」を作ろうとしている。

許されざる改悪であり、法制審の「答申」には一片の道理もない。「議連案をこのまま葬るな」(産経)の声も根強く、解散・総選挙で廃案となった超党派議連の再審法改正案が再提出され、真の冤罪救済につながる国会審議が実現することを強く希望するとともに、日本国民救援会は歴史的な法改正のために全力で奮闘する決意をあらためて表明する。